

定款変更認証申請書

2017年12月 日

さいたま市長 殿

埼玉県さいたま市北区奈良町98番地7

特定非営利活動法人バイオフィールド医学研究会

理事長 小堀 英一

電話番号 048-662-5469



次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

変更後	変更前
第1条 この法人は、 <u>特定非営利活動法人ノーマライゼーションアートコミュニティ</u> という。	第1条 この法人は、特定非営利活動法人バイオフィールド医学研究会という。
第2条 この法人は、主たる事務所を、 <u>埼玉県さいたま市</u> に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を、埼玉県さいたま市北区奈良町98番地7に置く。
第3条 この法人は、 <u>老若男女、障害者、日本人、外国人の区別なく、アート・芸術を通したコミュニティを作ること</u> を目的とする。	第3条 この法人は、心身のバイオフィールド（生命エネルギー場）における医学的研究のために、サイマティクス、フラワーエッセンス等バイオフィールド療法に係る調査・研究、及び啓蒙・普及、並びにセラピスト養成・教育を行い、人々の心身の健康に寄与することを目的とする。
第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① アート・芸術を通した <u>コミュニティ創設・運営に係る調査・研究事業</u> ② アート・芸術を通した <u>コミュニティ創設・運営に係る啓蒙・普及事業</u> ③ アート・芸術を通した <u>コミュニティに係る専門家の養成・教育事業</u> ④ アート・芸術を通した <u>コミュニティに係る専門家の資格認定・登録事業</u>	第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① バイオフィールド医学・療法に係る調査・研究事業 ② バイオフィールド医学・療法に係る啓蒙・普及事業 ③ サイマティックに係るセラピスト養成・教育事業及び資格認定・登録事業 ④ フラワーエッセンスに係るセラピスト養成・教育事業及び資格認定・登録事業 ⑤ その他バイオフィールド療法に係る専門家養成・教育事業及び資格認定・登録事業

<p>第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき、又は<u>1年以上連絡が途絶えたとき。</u></p> <p>(4) 除名されたとき。</p>	<p>第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p>
<p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>3人以上</u></p> <p>(2) 監事 <u>1人以上</u></p>	<p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人以上5人以内</p> <p>(2) 監事 1人以上2人以内</p>
<p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p><u>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u></p> <p><u>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。</u></p> <p><u>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</u></p>	<p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p>
<p>第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載して行う。</u></p>	<p>第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

2 変更の理由

当法人の第9回通常総会において、名称を含めた事業内容の大幅な変更が決まったため、定款を上記のとおり変更することとなりました。